

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県

2 構造改革特別区域計画の名称

熊本県半導体産業特区

3 構造改革特別区域の範囲

熊本市及び菊池市並びに熊本県下益城郡富合町、菊池郡大津町、菊陽町、合志町、泗水町、西合志町及び旭志村、阿蘇郡西原村並びに上益城郡御船町、嘉島町及び益城町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県は、日本全体の半導体生産の3割を占める九州の中心に位置し、三菱電機、NEC、ソニーといった半導体一貫製造工場、東京エレクトロン、テラダイン等の製造・検査装置メーカー等を含め、百数十社のフルセットの半導体関連企業の一大集積地である。

また、対象の区域である旧テクノポリス圏域には、熊本大学その他、崇城大学、九州東海大学等の理工系学部があり、半導体関連の特色ある研究がなされている。

さらに、熊本テクノ・リサーチパークやセミコンテクノパークには、公的研究機関、熊本大学地域共同研究センター、県立技術短期大学校等に加え、民間企業・研究施設が集中し、産学行政の先端的共同研究が進んでいる。

これらの企業と大学、研究機関等が連携を深めながら、集積が集積を呼ぶ傾向にあり、世界との競争を可能とする様々な環境整備が進んでいる。

しかしながら、近年のIT不況や人件費等にコストアドバンテージを持つ中国等アジア勢の台頭もあり、本県の半導体関連企業は大変厳しい状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県では、これまでテクノポリス計画、科学技術振興指針、工業振興ビジョン等で、半導体（新製造技術）分野を戦略的分野の一つとして明確に位置づけ、産学行政の連携による技術開発、新事業支援、企業誘致等を積極的に推進している。

さらに、平成15年3月には「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」を作成し、地域の産学行政連携を基盤として、半導体生産技術を核とした国際競争力のある新技術・新産業が継続して創出される活力ある地域（熊本シリコン・クラスター）の創成を目指すなど、一貫した産業政策が推進されている。

このような産業政策に基づき、本特区計画では、地域のポテンシャルを最大限に活用するため、県内の半導体産業が特に集積する旧テクノポリス圏域を特別区域に設定し、必要な規制の特例措置を活用することで、更なる産学行政の研究開発を促進するとともに、人材の育成、大学の活性化、戦略的企業誘致及び新産業創出を図ることとしている。

これらの取組みを進めることにより、半導体産業の活性化及び半導体関連技術を活かした他分野産業の創出・振興による地域浮揚が実現される。

このことは、本県がこれまで半導体（新製造技術）分野を戦略的分野の一つとして明確に位置づけ、一貫した産業政策を進めてきた結果であり、これは、全国の地方公共団体が進める戦略的な産業政策と特区計画を組み合わせた産業活性化の見本となる。また、このような産業政策の成果はシリコンアイランド九州と呼ばれる九州半導体産業の再構築につながるとともに、我が国の幅広い産業活性化に波及していくこととなる。

6 構造改革特別区域計画の目標：

本県の産業政策の指針となる「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」において、(熊本シリコン・クラスターを創成することを目的に、2010年までに

頭脳を伴った国内最先端の半導体生産拠点の形成(単なる半導体生産のみならず、産学行政による有機的な連携体制を構築することにより、最先端の研究開発を行う。)

半導体関連産業(半導体素子、集積回路、半導体製造装置の各製造業)の製造品出荷額1兆円(平成13年度約6,000億円。)

を目指すこととしている。

本構想の中核となる特別区域において、本特区計画を推進することにより、地域の産学行政連携を基盤として、半導体生産技術を核とした国際競争力のある新技術・新産業が継続して創出される活力ある地域を創成し、目標数値の実現に資する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画の目標達成のため、「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」に沿ったプログラムとして、「研究開発」を中心に「人材育成」「大学の活性化」「戦略的企業誘致」「新産業創出支援」の5本の柱により特定事業を推進する。本特区計画による規制の特例措置の実施を契機に一層の産学行政連携による取組みの強化を図ることが可能となり、下記に掲げるそれぞれの目標数値の達成を目指す。

1. 研究開発

地域においては、研究開発に取り組む機会を増やすなど、知的興奮の場を創成し、地域企業の研究開発能力を向上させることが重要である。そのためには、産学行政の連携強化による研究開発の促進が必要である。そこで、研究開発を促進する規制の特例措置を活用することで、下記目標数値の実現に資する。

平成14年度の産学官が連携した国等のプロジェクト数は13テーマであり、平成15年度においては、20テーマのプロジェクトの実施を目指すこととしている。

【熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の数値目標】

2010年までに、積極的な提案により、半導体関連を中心とした最先端技術開発に関して、産学官が連携した国等のプロジェクト200テーマ実施

2. 人材育成

地域の産業を支えるのは、人材であり、高度なスキルを有する人材を地域で継続的に育成し、輩出するシステム作りに取り組むことが重要である。そのためには、産学行政の連携強化による半導体関連技術者の育成が必要である。そこで、人材育成を促進する規制の特例措置を活用することで、下記目標数値の実現に資する。

平成14年度のネットワーク型半導体教育・研修講座による半導体関連技術者の育成は77人であり、平成15年度においては、135人の育成を目指すこととしている。

【熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の数値目標】

2010年までに、ネットワーク型半導体教育・研修講座を通じ、1000人の半導体関連技術者の育成

3. 大学の活性化

国立大学の独立法人化の流れの中で、地域において優秀な人材を輩出するとともに、産業の基となるシーズを産み出す拠点である大学においては、基礎研究はもとより、絶え間ない技術革新を産み、地域の産業を支えるために、主体的意識を持って常に活性化を図ることが重要である。そのためには、産学行政の連携強化によって大学の活性化を進める必要がある。そこで、大学の活性化を促進する規制の特例措置を活用することで、下記目標数値の実現に資する。

平成14年度のTLO等を通じた技術移転は4件であり、平成15年度においては、8件の技術移転の実施を目指すこととしている。

【熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の数値目標】

2010年までに、TLO等を通じ100件の技術移転

4. 戦略的企業誘致

地域における雇用の創出には、地域企業の技術力向上等、地域産業の強みを活かした事業環境、雇用環境及び産業インフラの整備が重要である。そのためには、地域のポテンシャルを活かした戦略的な企業誘致が必要である。そこで、戦略的企業誘致を促進する規制の特例措置を活用することで、下記目標数値の実現に資する。

平成14年度の半導体関連企業を中心に海外企業も含めた立地件数は7件であり、平成15年度においては、10件の立地を目指すこととしている。

【熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の数値目標】

2010年までに、半導体関連企業を中心に海外企業も含め100社の立地

5. 新産業創出支援

新産業の創出にあたっては、研究開発により創出された成果を効果的に事業化に結びつける必要があるが、資金、経営、技術等の様々な面から積極的に支援することが重要である。そのためには、産学行政の連携強化による新産業創出のための支援が必要である。そこで、新産業創出の促進が図れる規制の特例措置を活用することで、下記目標数値の実現に資する。

平成14年度の研究開発型ベンチャー企業数は16社であり、1社の株式公開がなされた。平成15年度においては、20件の研究開発ベンチャー企業の創出と1社の株式公開を目指すこととしている。

【熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の数値目標】

2010年までに、研究開発型ベンチャー企業100社の立ち上げ、5社の株式公開

8 特定事業の名称：

- ・ 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）
- ・ 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（403）
- ・ 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）
- ・ 国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）
- ・ 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（813，815）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本構造改革特別区域において実施する特定事業は、対象地域に集積する半導体産業の技術開発力と熊本大学をはじめとした大学発の研究開発力を最大限に活用し、産学行政の有機的な連携を強化するものである。これにより産学行政の連携による研究開発を促進するとともに、人材の育成、大学の活性化、戦略的企業誘致及び新産業創出を促進し、半導体産業の活性化と半導体技術を活かした他分野産業の創出、振興による地域浮揚を実現する。

そのため、本県としても、県の産業政策の指針である「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」の事業推進に併せ、特定事業に関連する以下の事業を着実に取り組むこととしている。また、必要に応じ本県独自の規制緩和等についても検討を進める。

さらに、福岡県などで進む半導体産業振興の関連プロジェクトや九州半導体イノベーション協議会において進められる九州シリコンクラスター計画に基づく事業なども、関連づけて進めていく。

なお、今後、事業推進をする上で、新たに必要となる規制の特例措置については、随時本特区計画の変更を行うこととする。

1. 熊本セミコンダクタ・フォレスト構想（平成15年3月策定）の推進

同構想を実現するため、「研究開発」を中心に「人材育成」「大学の活性化」「戦略的企業誘致」「新産業創出支援」の5本の柱により、下記の実行計画のとおり着実に推進する。

1 研究開発

(1) 半導体技術に関する研究開発の推進

地域結集型共同研究事業の推進

- ・地域結集型共同研究事業（H11.10～H16.9）

最先端の半導体技術開発プロジェクト構想立案とその具体化

- ・熊本シリコン・クラスター形成推進会議ワーキンググループ（WG）等による新たな研究課題の選定
- ・地域コンソーシアム研究開発事業等、国等の公募型研究プロジェクトの活用（公募説明会開催等による国の提案公募型事業等の周知徹底）
- ・提案書作成セミナーの開催（H14年度から実施）

製造現場の課題解決の場の設置

熊本シリコン・クラスター形成推進会議の運営

- ・技術会合（テクノロジーマッチング）の場の設置検討

技術・市場に関する情報の収集・分析

- ・調査研究の実施
- ・大手企業研究員OB等の招聘による地域企業への次世代半導体技術動向等の情報提供や他分野活用への助言指導

(2) 研究環境の整備

研究機関の機能充実、ネットワーク化及び立地促進

- ・財団法人くまもとテクノ産業財団共同研究棟、同電子応用機械技術研究所、工業技術センター、熊本大学（SVBL）等の研究機関の機能充実、連携強化等の検討
- ・R & Eセンターの整備検討

広域的産学行政連携

- ・全九州半導体技術フォーラム国際会議の開催
- ・T L O、R S P事業等のコーディネーターの活動強化
(コーディネーター間の情報の共有化や国等のプロジェクト等の民間企業への周知方策の検討のためのコーディネーター会議の開催)

研究成果の情報発信による共同研究体制の拡充・強化

- ・セミコン・ジャパン出展、同熊本フォーラムの開催
- ・セミコン・ウエスト出展(H15年度実施予定)
- ・全九州半導体技術フォーラム国際会議の開催(再掲)

(3)半導体関連技術を応用した他分野の研究開発の推進

半導体関連技術をバイオ、医療・福祉、環境等他分野へ応用したテーマによる共同研究開発事業等の実施

- ・都市エリア産学官連携促進事業の推進(生体情報分析・送受信及び個体識別機能を持った生体適合型マイクロセンサー(スマートマイクロチップ)の開発)(H14.8~H17.3)
- ・熊本シリコン・クラスター形成推進会議ワーキンググループ(WG)等による新たな研究課題の選定(再掲)
- ・技術会合(テクノロジーマッチング)の場の設置検討(再掲)
- ・地域コンソーシアム研究開発事業等、国等の公募型研究プロジェクトの活用(再掲)
- ・調査研究の実施(再掲)
- ・ロボット及び精密金型技術等への応用

2 人材育成

(1)ネットワーク型半導体教育・研修システム等による半導体関連技術者の育成

ネットワーク型半導体教育・研修システム講座の充実

- ・ネットワーク型半導体教育・研修講座の実施、充実

設計技術関連講座の充実

- ・ネットワーク型半導体教育・研修講座や大学等による設計講座の開設、充実の検討

大学等との連携

- ・単位認定制度、スペースコラボレーションシステムの活用等による遠隔授業の実施等の検討

福岡システムL S Iカレッジ等他地域との相互協力と連携

- ・ネットワーク型半導体教育・研修システムと福岡システムL S Iカレッジとの連携推進

(2)大学等による人材育成

「3大学の活性化」参照

(3)若年層の啓発・育成

高校生等の科学技術に対する意識の醸成

- ・キャンパス・インターンシップの実施
- ・大学教官の高校における講演

中学、高校における理科教育の充実方策の検討

- ・大学等の教官(研究者)と中学、高校における理科教師との交流
- ・大学等の設備や実験器具等の中学、高校への開放

(4)人材の確保

研究者・技術者の招聘・誘致

- ・大手企業研究員OB等の招聘による地域企業への次世代半導体技術動向等の情報提供や他分野活用への助言指導（再掲）

産業と教育のマッチング

- ・産業界が欲する人材の輩出方策検討の場の設置

専門能力を持った人材の活用

- ・ポスドクや企業等の退職技術者の地域企業等への派遣の検討

(5)半導体に関する啓発

半導体に関する知識や歴史についての普及・啓発

- ・半導体関係展示館（半導体ミュージアム等）の設置検討

3 大学の活性化

(1) 産業のニーズを踏まえた研究開発の推進

産業構造に合致した学科等の新設

- ・産業構造に対応した学科や講座等の新設

技術移転の促進

- ・TLO事業の推進（株）産学連携機構九州等との連携推進）

企業との共同研究の推進

- ・企業研究員の積極的雇用
- ・大学内の土地、建物等の貸与による大学内への企業誘致の実現

(2) 大学発ベンチャー企業の創出

教官、学生の起業化精神の醸成

- ・教官の兼業規程等の積極的活用による大学発ベンチャー企業（例：株）ユージーン）輩出

熊本大学サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL）等による大型プロジェクト、院生参加プロジェクトの推進

- ・SVBLにおける起業化意欲のある教官、学生のテーマやプロジェクトの採用による研究開発、人材育成の推進

インキュベーション施設の整備

- ・大学内への企業誘致による教官や学生の起業化精神の醸成、ベンチャー企業の育成推進

学生の職業適応能力の育成

- ・インターンシップ制度の積極的活用推進

(3) 産業と大学の人材育成・研究開発のコンカレント化

連携大学院構想、産業大学院構想の推進

- ・九州シリコンクラスター計画との連携による「連携大学院構想」、「産業大学院構想」の推進

(4) 地域への貢献

地域課題の解決に向けた大学での取り組み推進

- ・地域貢献事業（熊本大学）

4 戦略的企業誘致

情報ネットワークの構築

- ・セミコン・ジャパン出展（再掲）
- ・セミコン・ウエスト出展（再掲）

- ・ S T S セミナー同時中継 in 熊本
（セミコンテクノロジーセッション(S T S)をセミコン・ジャパン会場(幕張メッセ)とグランメッセ熊本をつないだテレビ会議システムにより同時中継で行う。)

- ・ 米国スタンフォード大学アジア・パシフィック・リサーチ・センターへ本県職員を派遣

情報インフラの整備

- ・ 熊本テクノ・リサーチパークやセミコンテクノパークにおける高速通信インフラの整備

リース制度（土地、工場）の導入

- ・ 土地や工場についての積極的なリース制度導入による企業の立地促進
（・ 城南工業団地については、平成13年度より土地のリース制度を導入済み
・ 外資系企業を対象として土地と工場を併せたリースを実施する。H15年度実施予定）

- ・ 熊本試作開発型事業促進施設（セミコンテクノパーク貸工場）熊本新事業支援施設（熊本テクノ・リサーチパーク貸工場）の企業立地促進への活用
企業誘致のための各種優遇策等の検討

- ・ 企業立地促進補助の補助基準・補助額の見直しの実施（H15年度実施予定）

国際ナショナルスクールの整備・検討等の環境整備

- ・ 国際ナショナルスクールの整備検討

5 新産業創出支援

(1) 施設整備

インキュベーション施設の整備

- ・ インキュベーション施設（旧県運転免許センターを改築）の整備、運営
- ・ 熊本試作開発型事業促進施設（セミコンテクノパーク貸工場）熊本新事業支援施設（熊本テクノ・リサーチパーク貸工場）の活用（再掲）
- ・ インキュベーション施設入居企業支援事業（H15年度実施予定）

(2) 資金供給の充実

創業初期段階の投資

- ・ 財団法人熊本県起業化支援センターによる資金援助
- ・ くまもとベンチャーマーケット（二火会）の開催

創業者や中小企業への資金支援

- ・ 資金基盤の弱い中小・ベンチャー企業等が利用しやすい融資制度の充実・整備検討

(3) 支援体制の活用

中核的支援機関（財団法人くまもとテクノ産業財団）を中心とした地域プラットフォーム（総合的産業支援体制）の活用

- ・ くまもとプラットフォームの活用の推進

ベンチャーマーケットにより、銀行、証券、ベンチャーキャピタル等の投資家やビジネスパートナーとの出会いを推進

- ・ くまもとベンチャーマーケット（二火会）の開催（再掲）

2. 産学行政連携研究開発プロジェクトの推進

本特別区域においては、産学行政の連携の下、下記のようなプロジェクトが推進中である。今後も積極的に国等の研究開発事業に提案を行い、新たな産学行政の連携による

研究開発プロジェクトの推進に努める。

(1) 熊本県地域結集型共同研究事業「超精密半導体計測技術開発」【科学技術振興事業団】

次世代半導体生産技術の確立に不可欠な超精密（0.1ミクロン以下）計測技術を中心に、その基礎となる超精密高速ステージの開発を行うとともに、電子ビーム、ウェハ・回路、レジストの各分野において超精密計測に不可欠な次世代技術の開発を推進中（研究期間：平成11年10月～平成16年9月（5年間））。

加えて、半導体生産技術に関わる研究者、生産技術者及び技術系学生を対象に、熊本大学、県立技術短大、財団法人くまもとテクノ産業財団及び半導体メーカー等がネットワークを組み、生産技術者育成のための教育・研修システムの構築し、教育・研修講座を実施中（平成13年度：6講座、平成14年度8講座、平成15年度9講座）。

(2) 都市エリア産学官連携促進事業「生体適合型マイクロセンサー（スマートマイクロチップ）の開発」【文部科学省】

熊本県地域結集型共同研究事業において蓄積された超精密微細加工技術を本県のライフサイエンス分野（遺伝子改変マウス大量作製技術）に応用展開する事業として、遺伝子の機能解析に必要な遺伝子改変マウスの生理機能計測及び個体識別を可能とする微細かつ高機能な生体適合型のマイクロセンサー（スマートマイクロチップ）の開発に取り組んでいる（事業期間：平成14年9月～平成17年3月）。

(3) 地域コンソーシアム研究開発事業【経済産業省】

熊本県地域結集型共同研究事業において進められている研究開発などの地域ポテンシャルを活かした研究開発テーマについて、事業化に向けた研究開発を促進するため、下記の地域コンソーシアム研究開発事業が進んでいる。

3次元形状計測と半導体電気特性形状計測機能を搭載した電子ビーム測長機の開発（平成14年8月～平成16年3月）

チップレベル積層のためのアライメント装置の開発（平成14年8月～平成16年3月）

Q T A T（短工期）オンライン電子回路パターンニング技術の開発（平成15年3月～平成16年3月）

プラズマ処理装置向け異常放電抑止システムの開発（平成15年8月～平成17年3月）

(4) 地域研究開発促進拠点支援事業（R S P事業）【科学技術振興事業団】

本県が設定した重点技術領域である新製造技術、情報通信、環境、バイオテクノロジー、医療・福祉の5分野を中心に、大学等の研究成果の中で、先端的科学技術をいち早く掘り起こして育成し、実用化につなげるためのコーディネート活動を積極的に展開している（平成13年7月～平成18年3月）。

(5) 熊本TLO事業【経済産業省・文部科学省】

県内の大学等が保有する優良な研究成果、技術シーズを特許化し、民間企業への技術移転を図ることで新事業の創出を促進するとともに、技術移転によって得られるロイヤリティー（特許料収入）を研究者や大学に還元し、研究活動の一層

の活性化を図るため、財団法人くまもとテクノ産業財団を事業主体として推進している（平成13年8月に承認）。

3. 新産業創出支援（くまもとプラットフォーム）の推進

本県では、新産業創出支援を行うため、財団法人くまもとテクノ産業財団を核に約30の支援機関がネットワークを結び、中小企業・ベンチャーを積極的に支援している。県内の各産業支援機関では、起業化、販路開拓、資金、技術開発などのさまざまな支援策を総合的に一貫して支援する体制（くまもとプラットフォーム）を整え、創業、新分野進出や経営革新などチャレンジされる方々への総合的な支援を行っている（平成11年度～）。

4. 熊本大学地域貢献特別支援事業（熊本大学LINK構想）との連携

熊本大学では、地域課題の解決や人材育成、産業振興、環境保全といった地域に役立つ研究も多く行っており、本県とパートナーシップを組み合わせながら、それらを地域の活性化に活かすよう、大学をあげて取り組んでいる。具体的には次の4つを基本コンセプトとして推進している（平成14年度～平成16年度）。

地域課題解決の先導的役割

21世紀型グローバルシティズンの育成（人材育成）

地域の優位性を活かした産業振興

環境を保全できる暮らしの実現

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体又は開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 1

1 特定事業の名称

番号 202

特定事業の名称 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

熊本大学

(2) 事業が行われる区域

特別区域内

(3) 事業の実施期間

計画の認定後、直ちに

(4) 事業により実現される行為

熊本大学の教員等が自らの技術シーズを活かし、産学連携による研究開発を推進し、事業化に取り組むことは、大学発ベンチャー創出の有効な手段である。特区内の産学連携に熱心な国立大学教員等が研究成果活用企業の時間内兼業を容認されることにより、大学等の優れた研究成果を活用した事業化、大学発ベンチャー企業が創出される。

5 当該規制の特例措置の内容（特定措置の要件適合性を認めた根拠）

国立大学教員等の研究成果活用企業の時間内兼業の容認は、国立大学等における研究成果の民間企業における活用を更に円滑にし、産学連携による新事業創出や大学発ベンチャー企業の創出が促進されるとともに、大学の活性化につながる。このことは、本県の産業指針となる「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」に合致し、本構想が掲げた達成すべき数値目標の実現に寄与するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

番号 403

特定事業の名称 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

泗水町土地開発公社
研究関連施設、工場、事務所などの用に供する事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体
泗水町土地開発公社

(2) 事業が行われる区域
特別区域内

(3) 事業の実施期間
計画の認定後、直ちに

(4) 事業により実現される行為
特区内にある土地開発公社が所有する造成地について、大きな投資を伴う半導体関連企業もしくは半導体関連技術を他分野に応用した企業などが進出する場合の初期投資の軽減を図るため、民間事業者等に事業用借地権を設定し賃貸を行うことで、戦略的な企業誘致が実現することになる。

5 当該規制の特例措置の内容（特定措置の要件適合性を認めた根拠）

地域における雇用の創出や、地域企業の技術向上等、地域産業を活性化させるには、企業誘致が有効な手段である。そこで、本特区地域に整備された土地開発公社の所有する造成地を半導体関連企業に賃貸することは、戦略的企業誘致が促進され、圏域並びに本県の健全な発展と秩序ある整備に寄与する。このことは、本県の産業指針となる「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」に合致し、本構想が掲げた達成すべき数値目標の実現に寄与するものである。

別紙 3

1 特定事業の名称

番号 704

特定事業の名称 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

熊本大学工学部、工学部附属工学研究機器センター、地域共同研究センター、衝撃・極限環境研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、インキュベーション施設及び地域民間企業等

(2) 事業が行われる区域

特別区域内

(3) 事業の実施期間

計画の認定後、直ちに

(4) 事業により実現される行為

研究開発型企業や私立大学においては、外部研究機関との研究協力を拡大させており、その有望な相手先は、国立大学の研究機関である。国の試験研究施設の使用手続きの迅速化による施設の有効利用によって、産学行政の連携の研究交流が促進されるとともに、新事業創出につながる研究開発のスピード化が実現する。

5 当該規制の特例措置の内容（特定措置の要件適合性を認めた根拠）

国立大学の試験研究施設の使用手続きの迅速化は、産学行政連携による研究開発の振興に貢献し、新産業創出につながる研究開発がより一層拡大される。また、大学内での研究交流の促進により大学の活性化が図れるとともに、地域産業が必要とする人材の輩出、育成にも大きく貢献する。このことは、本県の産業指針となる「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」に合致し、本構想が掲げた達成すべき数値目標の実現に寄与するものである。

別紙 4

1 特定事業の名称

番号 705

特定事業の名称 国の試験研究施設の使用の容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

熊本大学工学部、工学部附属工学研究機器センター、地域共同研究センター、衝突・極限環境研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、インキュベーション施設及び地域民間企業等

(2) 事業が行われる区域

特別区域内

(3) 事業の実施期間

計画の認定後、直ちに

(5) 事業により実現される行為

研究開発型企業や私立大学においては、外部研究機関との研究協力を拡大させており、その有望な相手先は、国立大学の研究機関である。国の試験研究施設の使用の容易化による施設の有効利用によって、産学行政の連携の研究交流が促進されるとともに、新事業創出につながる研究開発のスピード化が実現する。

5 当該規制の特例措置の内容（特定措置の要件適合性を認めた根拠）

国立大学の試験研究施設の使用の容易化は、産学行政連携による研究開発の振興に貢献し、新産業創出につながる研究開発がより一層拡大される。また、大学内での研究交流の促進により大学の活性化が図れるとともに、地域産業が必要とする人材の輩出、育成にも大きく貢献する。このことは、本県の産業指針となる「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」に合致し、本構想が掲げた達成すべき数値目標の実現に寄与するものである。

別紙 5

1 特定事業の名称

番号 813,815

特定事業の名称 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

熊本大学工学部、工学部附属工学研究機器センター、地域共同研究センター、衝撃・極限環境研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、インキュベーション施設及び地域民間企業等

(2) 事業が行われる区域

特別区域

(3) 事業の実施期間

計画の認定後、直ちに

(4) 事業により実現される行為

国有施設等の廉価使用について、対象範囲の拡大、条件の緩和及び手続きの簡素化を図ることにより、民間企業等の施設等の利用が促進されるとともに、産学行政による研究開発が促進され、新分野、新事業への進出や起業化が加速されるなど新産業創出が図れる。

5 当該規制の特例措置の内容（特定措置の要件適合性を認めた根拠）

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進は、民間企業等による施設等の利用が促進されるとともに、産学行政連携による研究開発による新分野、新事業への進出や起業化が加速されるなど新産業創出につながる。さらに、大学内での研究交流の促進により大学の活性化が図られるとともに、地域産業が必要とする人材の輩出、育成にも大きく貢献する。このことは、本県の産業指針となる「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」に合致し、本構想が掲げた達成すべき数値目標の実現に寄与するものである。

中核となる国の機関：熊本大学

特定の新分野：半導体関連分野を中心とした工学

交流の実績：上記特定分野における熊本大学の民間企業との共同研究実績は平成12年度40件、平成13年度40件、平成14年度50件であり、増加傾向にある。

交流促進の寄与：上記特定分野における熊本大学の民間企業との共同研究

を推進するための施設として、以下の施設が存在する。特に今年5月にオープンしたインキュベーション施設においては、大学発ベンチャーを目指した11名の教員等が入居している。

- ・工学部
- ・工学部附属工学研究機器センター
- ・地域共同研究センター
- ・衝撃・極限環境研究センター
- ・サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
- ・インキュベーション施設

このような国有施設等の利用による交流促進により、新たな産学行政連携共同研究が促進し、新分野、新事業への進出や起業化が加速されるなど新産業創出につながる。さらに、大学内での研究交流の促進により大学の活性化が図られるとともに、地域産業が必要とする人材の輩出、育成にも大きく貢献する。

国以外の施設の集積見込み：対象の区域には、熊本大学その他、崇城大学、九州東海大学等の理工系学部があり、半導体関連の特色ある研究がなされている。また、熊本テクノ・リサーチパークやセミコンテクノパークには、公的研究機関、県立技術短期大学校等に加え、民間企業・研究施設が集中し、上記特定分野に関する産学行政の先端的共同研究が進んでいる。さらに、県工業連合会、民間企業、私立大学教授等から具体的な施設等の利用に関する要望等もあり、研究交流の促進が進み、国以外の施設の集積が期待できる。